

東京都後期高齢者医療広域連合告示第120号

令和8年7月10日

東京都後期高齢者医療広域連合長 吉 住 健



東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年東京都後期高齢者医療広域連合条例第44号）第16条の規定による通知書の公示送達について

別紙の者は、その住所又は居所が明らかでないため、東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年東京都後期高齢者医療広域連合条例第44号）第16条の規定による通知書（以下「通知書」という。）を、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号。以下「準用地方税法」という。）第20条の2第1項及び第2項並びに東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年東京都後期高齢者医療広域連合条例第44号）第24条の規定により公示送達する。

送達すべき通知書は、東京都後期高齢者医療広域連合保険部資格保険料課において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

準用地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、通知書の送達があったものとみなす。

公示送達者

氏 名	相当年度
朱 銘花	令和7年度
中島 晶子	令和8年度